

資料-2 審議事項の整理表(第10回河川保全利用委員会、意見交換会)

審議事項		第10回河川保全利用委員会(H18. 3. 3)審議内容 (決定した事項並びに継続して検討する事項)	意見交換会(H18. 8. 31)審議内容	第11回河川保全利用委員会(H18. 10. 3)審議内容	関係資料名
委員会活動の整理	第9回委員会活動の整理事項	「資料1 第9回河川保全利用委員会審議事項の整理表」「議事骨子整理表」の内容を確認し、委員会として承認した。	-----	-----	-
	第10回委員会活動の整理事項	-----	◆第10回河川保全利用委員会「審議事項の整理表」「議事骨子整理表」の内容を確認した。	■第10回河川保全利用委員会「審議事項の整理表」「議事骨子整理表」の内容を再確認して承認をする。	第11回委員会資料-1-1
	意見交換会の整理事項	-----	-----	意見交換会「議事骨子整理表」の内容を確認して承認をする。	第11回委員会資料-1-2
委員会審査案件ヒアリング	守山市審査案件の審査の実施・質問・意見・要望	【全般に関する事項】 ①全体として、説明が長すぎて、ポイントが絞り難いので簡潔に説明を願いたい。 ②基本計画構想から河川敷を使う理由・必要性を明らかにして占用箇所との関連を説明願いたい。 ③植物、小動物の連続性を考え、同じ占用面積で幅を短くして長さを長くする検討を願いたい。 ④駐車場は環境を汚す原因となる。駐車場スペースを減らす検討を願いたい。 ⑤占用目的の記述では、具体的な内容が記載されていない。例えば代替性では何がしたいか明確にしたい。 ⑥川でなければできない利用という視点での記述を、資料で提示願いたい。 ⑦河川でないと利用できない場合は代替性がないが、他でできるものは代替性を精査を願いたい。 ⑧環境配慮の部分は事務的な表現である。このような表現で良いか管理者の立場での確認を願いたい。 ◆申請者に河川占用に対する考えや理念を述べていただく形に指導願いたい。 ⇒申請者資料は、具体的な中身が分かる内容で不足資料は次回までに準備する。	◆守山市から補足資料をもとに以下の審議を実施した。 ①施設が設けられた経緯 ②「河川でないとできないこと」について ③審査表に基づく「環境」について ④審査表に基づく「景観・文化」について ◆守山市からの審査項目に対応する説明は本日で完了した。(宿題事項を11回で回答) ◆委員の意見・要望事項は、資料-3にまとめた。 ◆守山市に、今までの資料に、補助資料と、本日の委員意見を検討した事項を反映し、説明資料修正版を作成依頼をする。	■意見交換会での委員の質問に対し、守山市の回答を受ける。 ■委員から全般的な質問を受ける形で申請者が回答する。	第11回委員会資料-3
		審査表の意見集約方法	-----	◆審査意見を取りまとめるステップの確認と実施事項の確認 ①今回の意見交換会を踏まえて、審査表のコメントを記入する作業、意見をまとめる作業、それを踏まえて答申書を作成する作業必要。また、どういう形で答申するかも詰める。 ②審査表の提出は、点数とか○×△で集計でなくコメントを記入して提出することを確認。 ③委員に期限を切り提出してもらう。コメント記入範囲は次回決める。 ④委員から集めたコメントの取りまとめは、委員長、副委員長、委員数名と作業をする方法を確認。 ◆審査表の集約方法(案)を資料-4にまとめた。	■意見の取りまとめ方法を承認する ①今までの審査表の運用内容を確認する。 ②委員が全体を理解して審査コメントを記入する。 ③審査コメントを集約し、委員長、副委員長、委員数名、事務局でまとめる。 ④次回の委員会で報告・承認する。 ■審査表の記載サンプルを河川管理者・事務局から提供するかの検討
委員会審査	委員会審査表	◆審査表の記載項目の審議 ①トイレ設置は占用施設として必要であるかの議論をした。「川でなければ出来ないこと」と考えると不要との意見も出たが、利用者のことを考え必要であるとの判断をして審査項目に残すことにした。 ②区分Cの「河川環境・治水・利水」を、「治水・利水・環境」に変更する。 ③復元か回復かの議論をして、完全な復元は出来ない面があるので回復の言葉に修正する。 ④審査表の構成は、「審査の視点」「審査項目への展開」「委員記入欄」とする。 ⑤空欄をなくして、審査表全体の文字を少し大きくする形にする。 ◆審査表の修正事項の確認 ①「審査細目」で「トイレ等の確保」を「トイレの確保」にし、説明欄は、「トイレは…」を「トイレ等は、…」修正 ②「…公園か…」を「…施設か…」に修正 ③審査項目「生活環境」「自然環境」の2つを1つにまとめて「環境」に修正 ④環境の動植物の説明欄を「動物・植物、とりわけ貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか」に修正 ⑤生息地の連続性の説明欄を「生物の生息環境の河川縦横断方向の連続性が、著しく分断されることはないか」に修正 ⑥環境の回復性の説明欄を「占用期間終了後、環境の早期回復が見込めるか」に修正	◆委員審査の補助資料を作成 ・審査表の審査項目に対応する形で第1回審査、第2回審査、対話集会、河川敷ニュースのコメント記入した表を参考として作成。 ◆審査表の修正事項を報告し内容を確認した	■審査の際に参考として活用する ■修正した審査表を確認する	第11回委員会資料-5
	委員会の今後のスケジュール	◆次回の委員会開催内容 申請者の現在提出資料ではわかりにくい部分があるので、次回は申請者に新たな資料を出してもらい、3回目の審査を実施する。	◆審査スケジュールを確認	■審査スケジュールを確認 ・調整作業会を含むスケジュールの確認	第11回委員会資料-6
その他	対話集会の開催	◆河川管理者主催の対話集会実施をお願いする。方法は河川管理者に一任する。	◆6月24日に開催した野洲川河川公園対話集会の報告を受けた。 ・占用施設を見学後、ワークショップ形式で意見交換を実施 ・参加者は29名(男性28名女性1名)。ワークシートに貼る形の意見数は168件 ・得られたら意見を公園共通、公園個別で整理集約。対話集会ニュースを参加者配布。 ◆H15年12月とH16年2月に開催した「河川敷保全と利用についての対話討論会」を紹介 ・河川保全利用委員会準備会のときに実施したもの。	■意見交換会の参加委員が少なかつたため、対話集会の簡単な報告を行い、得られた意見の確認をする。	第11回委員会資料-7 (意見交換会資料-3)
	河川管理者報告	-----	◆河川管理者から1年間許可延期の報告 ・現在審議中の守山市占用案件3件、小浜河川公園、川田河川公園、改修記念公園の許可を暫定で1年間の更新を行う。	-----	
	傍聴者関係	-----	◆傍聴者1名から野洲川に関する「思い」について発言があった。	■河川管理者から、その後の状況を報告する	
	その他	◆委員長が事前に調整されるなら、委員会の意向を申請者に伝達してもらいたい。	◆申請者の事前打合せに参加 ・委員長との事前打合せに守山市さんに参加をお願いし、資料の調整を行った。	-----	

資料-3 占用者の審査内容整理表

第10回委員会審議事項の守山市説明概要「意見交換会(H18.8.31)」		
説明項目	第10回委員会議事録(案)からの発言内容	
小浜河川公園・川田河川公園	施設が設けられた経緯について P16	①S61年国土交通省で作成した「野洲川河川環境管理基本計画」は、ゾーン分けをしている。小浜、川田河川公園は、広域型利用ゾーンの水辺に近いゾーンという位置づけで、軽いスポーツやイベントができる利用ゾーンと定められている。 ②H12年7月に設定の「第4次守山市総合計画」は、野洲川高水敷をスポーツ・レクリエーションの活動の拠点となる身近な公園整備を施策方針としている。 ③H13年12月に策定の「守山市緑の基本計画」は、都市公園の一人当たり面積6㎡を、平成32年には15㎡にする目標設定をしている。 ④「野洲川河川空間整備基本構想」は、国土交通省の「野洲川河川環境管理基本計画」のゾーンに基づき、守山市の「第4次守山市総合計画」を織り込み、安らぎと潤いのある空間を創造する河川空間の具体的な構想図を示したものの。
	「河川でないといけないこと」について P17	①「野洲川河川環境管理基本計画」に「野洲川の空間利用として、…陸域で代替できない自然とふれあい、レクリエーション等の場を創造する。…」とある。 ②ゾーニングの方針の中で、運動施設・遊戯施設・休養教養施設・修景施設・管理施設の例示があり、これが、「河川でないといけないこと」という理解です。 ③河川空間と一体的に利用する観点から、代替性は存在し得ないものと考えている。 ④河川管理者作成の「野洲川河川環境管理基本計画」を見直すのであれば、守山市として指導を受け対応をしていく。
	審査表に基づく「環境」について P17	①動植物:守山市独自の調査は行ってない。河川事務所の「河川水辺の国勢調査」の結果や検証等で配慮していきたい。 ②生息地の連続性:高水敷の使用は、著しい分断はないと想定していたが、今後は河川の縦横断方向の連続性の確保について、河川管理者の指導をいただく。また、利用者にも、現地明示する形で、自然環境に対する教育的な措置を講じる。 ③環境の回復性:占用施設、占用工作物は、できる限り自然に近い占用をしており、支障はないと考える。 ④水質、騒音・振動、大気:利用状況から該当しないと考える。
	審査表に基づく「景観・文化」について P18	①景観:区域内はハードな仕上げを避けて、ソフトな仕上げとしている。また、きれいな状態に保たれる草刈り等、適正な維持管理に努めている。 ②植生:特殊な植生は利用しない配慮をする。占用区域以外に入れない囲いを設置するなどの措置を講じている。 ③地域共存:利用形態は、高齢化社会に対応し、地域の最も力強い要望を受けている。地域風土と共存できる施設と考える。 ④駐車スペース:対話集会で駐車場が少ないという意見があり、減らすことはできないと考える。
改修記念公園	施設が設けられた経緯について P20	①S61年の「野洲川河川環境管理基本計画」に基づいて設置した。 ・水防基地また非常時の土砂等を備蓄。平常時は、地元市町の要望を踏まえて、運動施設等として河川空間の適正な利用を図る。 ②昭和63年に守山市と旧野洲町と琵琶湖工事事務所の間で覚書 ・旧南北流跡地の側帯を占用する場合は、別途河川法に基づき協議し、側帯の維持管理に関する覚書を締結 ③平成9年に守山市と琵琶湖工事事務所の間で南流側帯の覚書 ・野洲川南流側帯は公園等の整備により良好な水辺空間の形成を図る。 ・維持管理は、良好な環境の保全に努め、区域の草刈り、清掃等の維持行為を行う。
	第10回委員会回答(江頭委員から代替性で占用目的の充実と達成を図るとは何か?)P21	①運動施設等の河川空間の適正な利用を図ることと維持をしていくこと。 ②覚書にもとづき自然とのふれあいの中でスポーツの普及を図っている。 ③気持ち良く多くの方に利用してもらうため、環境整備、美化に努めている。 ④不備な点は、適正な利用について今後も検討していく。
	審査表に基づく「環境」について P21	①動植物:占用地以外の旧河川には、入らないことで動植物を守っていく。 ②生息地の連続性:高水敷ではないので、該当しないと考える。 ③環境の回復性:側帯の部分であるので、該当しないと考える。 ④水質、騒音・振動、大気:利用状況から該当しないと考える。
	審査表に基づく「景観・文化」について P21	①景観:占用地及びその周辺の刈り込みやごみの始末など、清潔な環境に努めている。 ②植生:占用以外の場所に人が入らないように努めている。 ③地域共存:地域の要望に基づいて、運営、管理にあたっている。

公園区分	「意見交換会(H18.8.31)」での委員の質疑内容	
	委員名	意見交換会議事録(案)からの発言内容
小浜・川田	寺川委員 P18	常識的には、休養・教養施設、修景施設は、「河川でないといけないこと」で理解できるが、運動施設、遊戯施設は「 河川でないといけないこととは、ちがうのではないかと。 ⇒(守)上位計画(国土交通省の野洲川河川環境管理基本計画)がありそのように考えた。
	川端委員 P20	国土交通省の文言にあるから、守山市が指導を受けていると言うのではなく、 スポーツ振興でどうしても必要なのだと考え方 で、地域利用計画に組み入れていく文言が必要ではないか。
	河村所長 P20	法的に上位か下位かという整理は別にある。 許可権限者が持つ計画という意味で、尊重いただいて、その方針に基づいて、小浜と川田の河川公園の申請をしていただいたと思います。
共通	河村所長 P20	現時点の考え方で提示された「河川でなければいけないこと」というのが、 今の時点で新たに変わったということ になるかと思っています。
	笠委員長 P24	自然度レベルを現状からできるだけよりいい方向にこうと考えていけばいい。 かなり低い現状であれば、できるだけ自然度を上げましょうということになるし、かなり自然度があれば、もういいではないかと思う状況にもなる。
改修記念	寺川委員 P25	気になった内容として、「高水敷でないのが該当しない」とか、「側帯の部分であるから該当しない」という、判断は改めていただきたいと思うのです。その 堤防部分等も含めて、やはり河川として環境、景観・文化の視点でとらえて評価していただきたい 感じがします。
	河村所長 P25	書き方としては「側帯であるから該当しない」というのは、高水敷とちよつと違うという意味も考慮していただきたいと思います。
	川端委員 P25	緊急事態のとき、当然通行ができることも大事なことです。だから、 「ずばり守山市さんの方が側帯は関係ない」としてしまおうと、今のようなご意見がやっぱり出てくるわけで、そのあたり、所長のおっしゃったようなことも踏まえて、文章を柔らかくした方が。
共通	江頭委員 P26	認識の問題を問われるのですね、 こういう書き方 をされると。
	笠委員長 P26	ちよつと気になったのは、「住民の景観に対する要望を踏まえ、刈り込みやごみの始末など清潔な環境」というところがあるのですが、きれいに刈ってしまうところが景観はいいと、そういう認識が一般的にあると思うのですが、 少し草がある方が生物の場所を確保するという意味でいいのだという考え方に、徐々にすけど変わってきている というところがあると思うのです。
	川端委員 P26	守山市さんは、景観を美しいという風景という形でとらえているから、こういう表現になる。 景観は、自然環境を踏まえて考えよ ということだから、委員長さんが言われたことを頭に入れながら書かないといけない。美しさだけが景観を維持することにならないということである。「刈り込みやごみの始末で美しい」意味という表現になってしまうから、自然環境を踏まえた上で清潔な環境を整えるとか、そういう表現をきちんと押さえた方がいい。
資料作成	江頭委員 P29	本日、補足説明をいただきました。これは申請説明資料の修正版として作成してくれるのか
	河村所長 P29	資料整理の意味で、資料を整えて差し替えをお願いする。

P番号は議事録案のページを示す

第11回委員会(H18.10.3)の守山市説明概要 (『概要説明書』素案)を変更した内容等)	
守山市から意見交換会での委員発言について、委員会で補足説明をいただく。	

資料-4 審査表の意見集約方法

《意見交換会の結論》
 ●委員から審査表にコメントを記入する形で意見を提出してもらおう。これを委員長、副委員長、協力委員で集約の取りまとめをする。委員会で意見書を承認する。
 ⇒委員に全体を理解してコメント記載をお願いするため、復習する意味を兼ねて、今までの議論を整理した。

意見交換会(H18. 3. 31)での審議内容

- (参考)
 第7回委員会 H17. 10. 14
 第8回委員会 H17. 11. 30
 第9回委員会 H18. 1. 20
 第10回委員会 H18. 3. 3
 意見交換会 H18. 8. 31

《今後の作業》
 審査表にコメントを記入して、集約する形で審査結果をまとめ、意見書を作成する

ステップ1
 審査表を作成する

青字は決定事項、赤字は今回決定をお願いする事項(数字は事務局希望)

5W1Hの区分		実施内容
When	いつ	本委員会後10日までに庶務に提出
Who	誰が	委員各自が
Where	どこを	守山市の3つの公園を 審査表の審査項目(塗りつぶしを除く)
What	何を	審査意見をコメントの形で
Why	何故	委員の専門的意見を集めるため
How	どうやる	委員長、副委員長は全体を 委員は責任もって書ける分野を

(審査表のコメント作成者の確認)
 審査表のコメントの記載者は、委員か、申請者を議論して「委員全員が記入することを確認した。」

(審査表のコメント記入区分・範囲の確認)
 審査表のコメントは、3つの公園を記入。審査表の灰色部分は河川管理者が、白色部分は委員が記載することを確認した。

(審査意見の記入方法を確認)
 コメント記入のほかに、○△×の記入は可能かの確認があり、今までの委員会で「検討後、コメントを入れていく」形になったことを確認した。

(審査表のコメント記載分担に関する議論)
 ・以下の議論があり、次回の委員会で詰めて決定することにした。
 ①委員長と副委員長は全体をされてはどうか
 ②委員8名で審査表を4分割して、Aさんの担当を1/4割り当てる方法
 ③委員の得意な分野(専門分野)を記載してもらおう方法
 ④きちんと意見をのべられる部分を記載する方法
 ⑤記入する範囲を委員の自主性に任す方法

《過去の委員会審議確認》
 第7回委員会で、「検討後、コメントを入れていく」「判断として○、×が見やすければ、○、×を追加してつける」の仮決定をした。第8回委員会で審査表は、審査項目・審査細目に対応するコメント欄に記載する形に整理され承認された。

【コメントという言葉の補足】
 申請者の考えを審査表にコメントの形で整理する話と、審査員が審査結果を審査表にコメントで記入する話が混同していた面あり。

ステップ2
 審査結果をまとめる
 意見書原案を作成する

5W1Hの区分		実施内容
When	いつ	本委員会後20日までに
Who	誰が	委員長、副委員長、委員数名で
Where	どこを	守山市の3つの公園を
What	何を	審査意見の庶務集約資料で
Why	何故	委員意見を意見書にまとめるため
How	どうやる	調整作業会を開催 参加者で議論して原案を作成

(コメント提出から作業会開催に関する議論)
 審査表のコメントは期限を切って、委員全員が、庶務まで送付する。庶務で集約して委員長に提出。それを委員長と副委員長、委員の一人か二人の協力で、作業会を開催して意見のまとめ作業をする方法。次回の委員会で詰めて決定。

ステップ3
 意見書を作成する
 意見書を承認する

5W1Hの区分		実施内容
When	いつ	次回委員会(11月下旬予定)で
Who	誰が	委員会出席委員+(委任状)
Where	どこを	守山市の3つの公園を
What	何を	委員長作成の意見書原案を
Why	何故	河川管理者に提出するため
How	どうやる	委員会としての更新条件、要望事項を 明確にした形の文書で

(審査表コメントサンプル(案)作成に関する事務局提案)
 事務局は、委員と同時に審査内容を伺っている。審査表の審査内容を整理してコメントサンプルを提供することで、委員の審査の助けになるのであれば検討サンプルを提供したい。⇒サンプルが必要かは、次回の委員会で議論する。

(意見交換会での意見書作成に関する議論)
 淀川での意見書のサンプルの照会があったが、この委員会の意見書の答申の様式は審議されてなく、十分に詰められていない状況を確認。次回の委員会で詰めて決定。

《意見書の記載例》
 ◆資料-4 補足 を参照
 本文と別紙から構成
 別紙には以下の内容を記述
 1. 委員会としての結論
 対象施設の占用許可の更新については、下記の条件及び要望事項を付した上で、適当であると判断します
 2. 委員会としての意見
 ①更新の条件
 (守って欲しい、変更して欲しい)
 ②要望事項
 (配慮、工夫をお願いする)
 3. 検討の経緯
 ・委員会の審査記録を記述

意見書提出時期
 12月上旬を希望

平成 18 年〇月〇日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 河村 賢二様

河川保全利用委員会
委員長 竺 文彦

占用許可申請に対する意見書
(守山市 野洲川〇〇河川公園)

平成 18 年 1 月 16 日付け国近整琵占調第 28 号にて意見照会のありました
下記占用許可施設の許可期間の更新に関する本委員会の意見・要望を、
別紙のとおり回答いたします。

対象施設の概要

施設の名称	
場 所	
占用施設	記載内容省略
申請者	
占用面積	

1. 委員会としての結論

・対象施設の占有許可の更新については、下記の条件及び要望事項を付した上で、適当であると判断します。

2. 委員会としての意見・要望

対象施設は、……（現状利用の状況、地域の状況等を記載）……

……
……
……
……
……

意見・要望を1～2ページにまとめ、別紙に記載する。

しかしながら、……（審査項目からみた問題点、コメントなどを記載）……

……
……
……

よって、当委員会は、下記の事項を条件及び要望として、本施設の占有許可期間更新が適当であると判断する。

【占有許可期限の更新についての条件】

- ①……（守って欲しい事項、禁止する事項、変更して欲しい事項などを箇条書きで記載）
- ②……
- ③……
- ……
- ……

【占有許可期限の更新についての要望事項】

- ①……（配慮して欲しい事項、工夫をお願いする事項などを箇条書きで記載）
- ②……
- ③……
- ……
- ……

3. 検討の経緯

平成 18 年 1 月 16 日	意見照会書の受理	
平成 18 年 1 月 20 日	委員会	河川管理者から申請内容についての説明 対象施設及び周辺の現地調査確認 委員による意見交換
平成 18 年 3 月 3 日	委員会	申請者から申請理由・内容についての説明 委員による意見交換
平成 18 年 8 月 31 日	意見交換会	申請者から申請内容についての補足説明 委員による意見交換
平成 18 年 10 月 3 日	委員会	委員による占有許可期間更新について協議

資料-5 審査表(たて)

委員会審査表	施設名:【野洲川河川公園(守山市)】	小浜河川公園	改修記念公園	川田河川公園
--------	--------------------	--------	--------	--------

区分	審査項目	審査細目	説明	委員コメント記入欄 (記入委員名:)
A 占用施設の 計画と設置 理由の検証	必要性	必要理由	この場所を必要とする理由は妥当なものか	
	代替性	代替可能性	堤内地で代替可能な施設であるか	
		代替地調査	代替地の調査はどこまでされたか	
		代替地交渉	代替地の交渉はされたか	
	継続性	形態変更	施設の形態変更は妥当であるか	
	安全性	人への安全	施設利用者や流域住民への安全性は確保されているか	
		施設の安全	冠水をした場合の管理上の問題はないか	
公共性	公共的利用	他の利用者に対して排他・独占的な利用にならないか		
B 施設利用状態と利用者 面からの検証	占用施設利用 状態	設置期間	施設の使用期間はどのくらいになるか	
		占用許可期限	許可期限は適正であるか	
		施設の変遷	施設内容は変化しているか	
		施設管理	申請者が施設利用実態を把握しているか	
		協調利用	地域や市町村との協調はどうであったか	
		維持計画	維持管理計画は適正であるか	
		補修状況	施設を補修した実績はどのくらいあるか	
	利用者	利用状況	年間利用者数など利用状況はどのくらいか	
		トイレの確保	トイレ等は確保はされているか	
		利用者対応	管理人を置いている施設か	
		車の規制等	車の通行や駐車の問題は発生していないか	
	利用形態 (ふれあい)	年齢層	子供からお年寄りまでが使える施設か	
		利用者交流	利用者の交流が図れる施設か	
		川とのふれあい	人と川のふれあいが出来る施設か	
		活動参加	河川愛護・保護活動への参加はあるか	
		地域活性化	地域密着型の利用形態の施設か	
	C 治水・利水・ 環境を考慮した 占用施設の検証	治水・利水	治水	治水の事前審査はすんでいるか
利水			利水の事前審査はすんでいるか	
環境		動植物	動物・植物、とりわけ貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか	
		生息地の連続性	生物の生息環境の河川縦横断方向の連続性が、著しく分断されることはないか	
		環境の回復性	占用期間終了後、環境の早期回復が見込めるか	
		水質	水質汚濁はないか	
		騒音・振動	騒音・振動の発生はないか	
		大気	大気汚染の発生源にならないか	
景観・文化		景観	施設の形態や色彩などは、流域の景観特性を阻害していないか	
		植生	在来の植生を活かした公園施設か	
		地域共存	地域風土と共存している施設か	

【資料6 今後の委員会運営、審議内容について(案)】

委員会名称	委員会運営など全体事項	各河川の基本理念の検討	申請の諮問に対する審議	意見書の提出・許可手続き	
第1回委員会 (H16.11.7) 実施済み	平成16年度	○委嘱状交付	○各河川の現状説明① ・ハワ-ポイント説明		
第2回委員会 (H16.12.15) 実施済み		○河川管理者からの提示 ・河川敷地占用のあらまし ・基本理念、ガイドラインについて	○各河川の現状説明② 現地調査に向けての説明 ・歴史・改修・利用の現況 ・自然環境		
第3回委員会 (H17.1.19) 実施済み			○現地調査 現地視察、感想会		
第4回委員会 (H17.2.16) 実施済み			○望ましい河川とは① 公園事例を基にした議論		
第5回委員会 (H17.6.24) 実施済み			○望ましい河川とは② 新たな案件から見た議論		
第6回委員会 (H17.9.1) 実施済み	平成17年度		○望ましい河川とは③ 他の河川事例から見た議論	○審議の方向性検討 審議方法の検討 審査項目検討	
第1回作業会 (H17.9.27) 実施済み				審査項目(案)の作成	
第7回委員会 (H17.10.14) 実施済み				○審議方法の検討・確認 審議の進め方の確認 審議表(案)の審査	
第8回委員会 (H17.11.30) 実施済み				○審議方法の決定 審議の進め方の審議 審議表の審議・決定	
第9回委員会 (H18.1.20) 実施済み				○守山市案件の審議(1) 河川管理者からの説明 審査案件の現地調査	
第10回委員会 (H18.3.3) 実施済み				○守山市案件の審議(2) 申請者からの説明	
第1回対話集会 (H18年6月24日) 実施済み				○関係住民との意見交換 河川敷公園現地見学 ワークショップによる意見交換	
意見交換会 (H18年8月31日) 実施済み				○守山市案件の審議(3) 申請者からの追加説明 審査案件の審査	
第11回委員会 (H18年10月3日)				○守山市案件の審議(4) 審査方法の確認 ⇒審査表への意見記入	
調整作業会(1) (H18年10月下旬)		平成18年度		○委員意見の調整作業会(1) ⇒委員意見集約・まとめ	
調整作業会(2) (H18年11月上旬)			○委員意見の調整作業会(2) ⇒意見答申書(原案)の作成		
第12回委員会 (H18年11月下旬)			○守山市案件の報告とH18年案件の審議(1) 河川管理者・申請者からの説明 対話集会開催必要性の検討	◆守山市案件の意見書提出	
第2回対話集会 (H18年12月上旬) ※必要に応じて			○関係住民との意見交換 H18年案件の現地調査 ワークショップによる意見交換		
第13回委員会 (H19年1月中旬)			○H18年案件の審議(2) 申請者からの追加説明 審査案件の審査		

野洲川河川公園対話集会

ワークの結果

みんなで話そっ！ 野洲川河川公園のこと

小浜河川公園

河川管理

- 低水護岸を降りやすい構造に変更してほしい
- 水量確保として高水敷は削ってはどうか
- 護岸にフェンス等の安全確保が必要
- 中州の島の草木・土砂取りをしてほしい
- 公園以外の管理除草をしっかりやってほしい

河川とのふれあい

- 自然工法のワンドの構造に変更してほしい
- 中州を観察する施設を設置してほしい
- カヌーや舟遊びができる施設を設置してほしい

施設の整備・利用

- 使用目的を明確にした整備・管理をしてほしい
- 緑地広場は使われてなさそう
- 占有施設の面積を狭めてはどうか
- 施設を充実してグラウンドゴルフ場にした
- 施設の必要性が見えない
- 魚釣りスペース設置や魚釣り教室の開催
- 多目的広場の維持管理が悪い

改修記念公園

河川管理

- 地域交流のため進入防止ゲートを通行させてほしい
- 側帯であり利便施設(ベンチ、物置)設置を認めてほしい
- 側帯を切り下げて駐車場に利用できるように

河川とのふれあい

- 親子で気楽に川に親しめるテークャンプのような施設を
- 周辺の神社と調和の取れた設備にしてほしい

施設の整備・利用

- グラウンドに車両が侵入できないフェンスを設置してほしい
- 駐車場がないので設置してほしい
- イベント開催や花見時に利用できる設備に充実してほしい
- グラウンドゴルフ場は整備不十分な占有施設
- グラウンドの利用目的を明確にしてほしい
- 公園から水辺へのスロープが草場で美しい
- グラウンドの整備で土を入れてほしい
- 運動施設の拡大をしてほしい

川田河川公園

河川管理

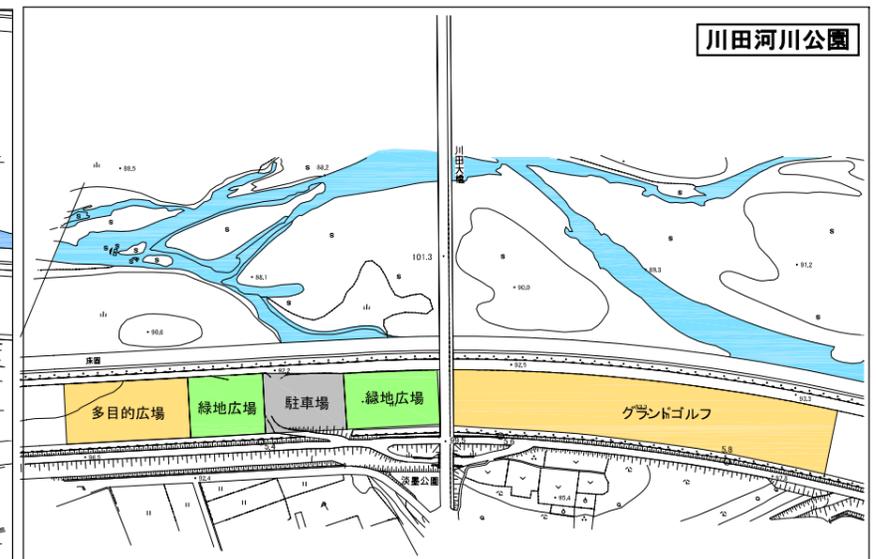
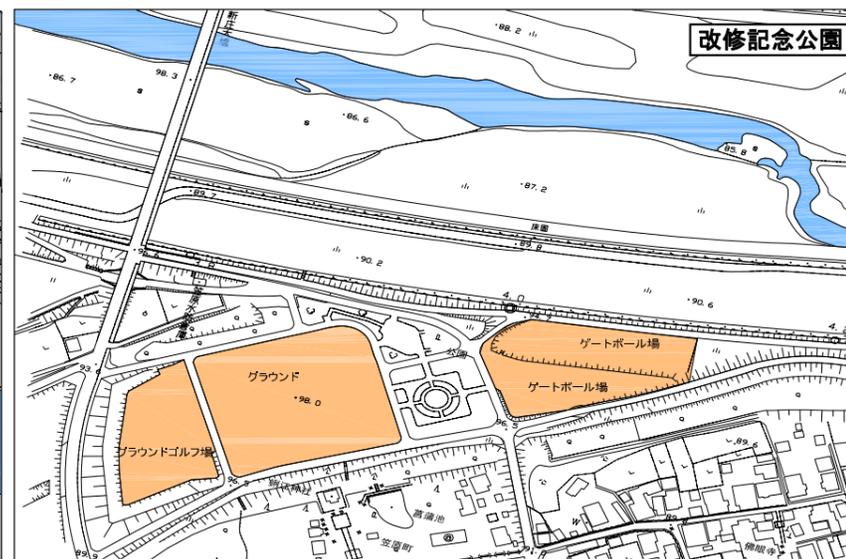
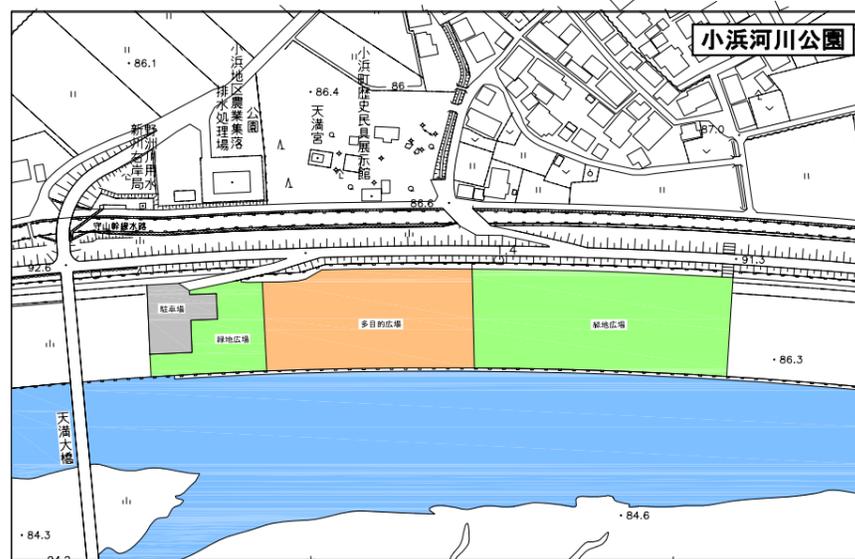
- 公園に降りる階段、河川に降りる階段の設置をしてほしい
- 水に親しむために川に降りやすい通路を作る
- 護岸の勾配を緩くして安全に水に触れられるように
- 管理棟の設置をしてほしい

河川とのふれあい

- 「わんど」的な川の回復を期待できる施設を設置
- エリアを区分して現状より親水エリアを広げる
- 水に親しむ施設がない

施設の整備・利用

- 施設の利用方法がわかる看板の設置を
- 緑地広場を目的外使用している
- グラウンドゴルフ場と緑地広場の管理が不十分である
- 利用の際の窓口が不明でありPRが必要
- グラウンドゴルフ場の手入れが不備で目土を入れたらどうか
- 緑地広場をグラウンドゴルフ場へ利用変更したい
- 施設の充実と拡大をしてほしい
- トイレを橋の下に移動してほしい
- 公園の景観としては美しい場所である



対話集会の概要

- 平成18年6月24日(土)に野洲川河川公園対話集会を開催しました。
- 当日は、29名の方に参加をいただき、3つのグループに分かれて『河川公園の「いま』』と『河川公園の「みらい』』のテーマでワークショップ形式により意見をいただきました。
- 付箋に書かれた意見は、168件ありました。
- この意見を整理して、小浜河川公園、改修記念公園、川田河川公園、公園共通の検討事項、今後に検討する事項に区分しました。
- また、意見は、「河川管理」「河川とのふれあい」「施設の整備・利用」に整理して記載しました。

意見の色の区分

意見数により色の区分をしました。

- 1~2名の意見 (白)
- 3~5名の意見 (黄)
- 6~8名の意見 (橙)
- 9名以上の意見 (赤)

公園共通の検討事項

河川管理

- 野洲川は工事途中で、計画河床の深さに早くするように
- 増水警報を知らせる緊急赤色灯を設置してほしい
- 暫定河床高と計画河床高との差はどうするのか
- 出入口が狭いので広くして車の進入を容易にしてほしい
- 河川流域に雑木が繁茂しすぎて流水の妨げになっている
- 河川の中の樹木を取り除いてほしい

河川とのふれあい

- 各公園に河川と直接触れ合える場所がほしい
- 生態系や川の本来の姿では、川と人間を切り離しているの、人間に近づいてもらうことを考える
- 安心して水遊びができる施設作りをしてほしい
- カヌーなどの川遊びの場所として施設利用を考えてほしい

施設の整備・利用

- 公園には、日陰となる植栽か仮設施設がほしい
- ボールが川に落ちない対策が必要
- 税金を使って設備を作るべきか疑問を感じる
- 看板、標識を設置して案内できるようにする
- 除草剤が使われていて水質が心配
- トイレが少ないので増やしてほしい
- 緊急時の連絡窓口の記載がないのでわからない
- ゴミの持ち帰りを徹底する指導をしてほしい
- ベンチを設置してほしい

今後に検討する事項

河川管理

- 河川敷を永久使用したい
- 利用に際して、占用料、施設料を取ることが必要
- 契約期間を10年に
- 河川敷の占使用許可を積極的に行う方がよい

河川とのふれあい

- 若い人の参加がないのでもっと広く呼びかけを

施設の整備・利用

- ゲートボール場は改修公園に統合して川田の利用をなくす
- 雨の日にも利用できる設備がほしい
- バーベキューエリアがほしい
- 多目的広場でなく目的を決めてほしい
- 水飲み場の設置を
- 水洗式トイレを整備してほしい
- 電気設備や照明がほしい
- 自動販売機の設置を
- トイレのバリアフリー化